

★ 広島県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則
(規則第七号) (環境県民局)

一 改正の要旨

地方独立行政法人法の一部が改正され、公立大学法人における年度計画が廃止されたことに伴い、年度計画の文言を削除するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年四月一日

★ 広島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（規則第八号）（畜産課）

一 改正の要旨

家畜人工授精師修業試験合格者に係る県報登載事項を見直すなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和七年三月二十四日